

何かを権利として享受するとはどういうことか : ヘンリー・シュエの基本権について

著者	米原 優
雑誌名	静岡大学教育学部研究報告. 人文・社会・自然科学 篇
巻	72
ページ	39-48
発行年	2021-12
出版者	静岡大学学術院教育学領域
URL	http://doi.org/10.14945/00028502

何かを権利として享受するとはどういうことか

——ヘンリー・シュエの基本権について

What Does It Mean To Enjoy Something As a Right?: Henry Shue on Basic Rights

米原 優¹

Masaru YONEHARA

（令和3年11月30日受理）

ABSTRACT

According to Henry Shue, the rights to security and subsistence are basic rights and this is because their enjoyment is a condition for the enjoyment of all other rights. However, some critics assert that there is no such basic right. For example, one such critic, Thomas Pogge, offers a counter example of someone who is the victim of a kidnapping who is being assaulted and starved by his captors. Pogge argues that although this victim enjoys neither the right to security nor subsistence, he still enjoys the right not to be arbitrarily deprived of his nationality. However, this argument is incorrect because he certainly enjoys his nationality although we cannot say that he enjoys it as a right. In this paper, I will clarify what it means to enjoy something as a right and assert that basic rights are prerequisite to enjoy all other rights.

はじめに

今この世の中で権利と呼ばれるものは数多い。『世界人権宣言』で人権とされるものに限定しても、「移動の自由」「国籍を持つ権利」「結婚の自由」「財産を所有する権利」「言論の自由」「団結の自由」など市民権と呼ばれる諸権利、「公職に就く権利」や「投票権」など参政権と称される諸権利、さらには、「社会保障を受ける権利」「休息及び余暇を得る権利」「教育を受ける権利」などの社会権と言われる諸権利と多種多様である（国際連合 1957, 403-8）。さらには、そうした宣言では人権とされていない「新しい人権」、すなわち「日照権、プライバシー権、知る権利、アクセス権、平和的生存権、環境権、静穏権、嫌煙権、消費者の権利、納税者の権利、自己決定権、患者の人権、子どもの人権など」（井上 2003, 187-8）を権利と考える人も多い。

こうした様々な権利の中でも、特に重要で優先的に保障されなければならないものは存在するのだろうか。あるとすれば、それはどのような権利なのだろうか。そうした権利があると論じるヘンリー・シュエによれば、それは「基本権」と呼ばれる権利である。というのも、そういった基本権が享受できない状況では、その他の諸権利の享受も不可能だからである。それに対し、そうした基本権は存在しないとシュエを批判する論者もいる。しかし、そうした批判者

¹ 社会科教育系列

の主張が正しいとは言えない。そして、そう言える理由を明らかにするのが本稿の目的である。

構成は以下の通りである。まず、次節で、シュューが言うところの基本権とは何であり、さらに、そうした基本権とされる安全権と生存権がどういったものなのかを確認する。その上で、第二節で、何かを権利として享受するとはどういうことなのかを明らかにする。続く第三節では、そうした第二節での議論を基に、安全権と生存権が基本権と言われる理由を解明する。その上で、第四節で、こうした基本権は存在しないと言うトマス・ポグゲの主張を検討し、そのような主張は正しくないと論じる。

第一節 基本権とは何か

シュューが基本権について論じるのは、『基本権——生存、豊かさ、米国の外交政策』と題された著作²においてである。そして、同著では基本権とは次のような権利であると言われている。

それゆえ、基本権とはあらゆる人のその他すべての人に対する最低限の合理的な要求である。それらは正当化された要求の合理的根拠であるし、そうした要求の拒否が自尊心を持つ人によって受け入れられるという期待はできない。そこまで重要なのはなぜか。その理由は、あらゆる他の諸権利の享受にとって欠かすことのできないものである場合にのみ、そうした諸権利はここで言われるような意味で基本的と言えるからである。(Shue 2020, 19)

つまり、基本権の享受なしに、あらゆる他の諸権利を享受することは不可能だということである。そして、こうした基本権に該当するものとして、シュューが提示するのが「安全権」と「生存権」である。まず、このうちの安全権とは「殺人、拷問、傷害、レイプ、暴行の被害を受けないという基本権」である (ibid., 20)。つまり、この場合の安全とは、そうした暴力を受けないということである。一方、生存権とは「生存に必要なもの」への権利である。また、生存に必要なものとは、「汚染されていない空気、汚染されていない水、適切な食料、適切な衣服、適切な住居、最低限の公的な予防医療」を意味する (ibid., 23)。

シュューの主張が正しければ、こうした安全権や生存権を享受できていない人は、その他の諸権利も享受できない。どうしてそう言えるのか。その理由を解明するために、次節では、まず、権利を享受するとは、そもそもどういうことなのかを明らかにする。

第二節 権利を享受するとはどういうことか

シュューによれば、権利を享受するとは、厳密に言えば、権利の対象を享受するということである。この点に関し、彼は次のように論じる。

ある権利とはある権利を享受する権利ではない。そうではなく、権利とは食料や自由など、別の何かを享受する権利である。私たちは時に誰かが「権利を享受している」と述べることもあるが、私が考えるところでは、これはその人が権利の対象である何かを享受してい

² なお、シュューの『基本権』は2020年に出版40周年記念版が刊行されており、本稿で使用するのも、この新版である。ただし、新版では新たに第八章が付け加えられたものの、他の部分の内容は1996年の第二版から変わっていない。そして、本稿で言及するシュューの批判者の著作はどれも、この第二版での議論に向けられたものである。

るということ、そして、おそらく、それを権利として享受していると言うことの省略形である。たとえば、自由権の享受は自由の享受を通常意味する。それはまた、自由が権利であるという意識を持って、自由を享受するということも意味するだろう。(ibid., 15)

つまり、権利を享受するとは「何か」を権利として享受するということである。では、何かを権利として享受するとはどういうことか。次の引用で言われることに従えば、それはある役目を果たす社会制度のもとで、その何かを享受するということである。

権利の対象の享受が社会的に保障されているのは、前の章での義務に関する分析が示しているように、個々人のみならず、あらゆる社会制度が人々から権利の対象を奪い取らない場合のみであり、また、何らかの(地域の、国家の、あるいは国際的な)社会制度が権利の対象の剥奪から人々を守り、さらに、必要な場合には、何らかの社会制度がそれにもかかわらず権利の対象を奪われてしまった人を援助する場合のみである。簡単に言えば、享受が社会的に保障されているのは、ある権利を構成するのに必要とされる三つの対応する義務〔すなわち、権利の対象を奪い取らないという義務、権利の対象の剥奪から人々を守るという義務、そして、権利の対象を奪われてしまった人を援助するという義務〕が、必要に応じて、社会制度によって提供される場合のみである。ある人が実際に権利を享受しているのは、権利の侵害を防止するために、そして、もし、防止し損ねた場合には、可能な限り、権利の享受が可能な状態へと回復するために、適切に設計された社会制度の中でその人が暮らしている場合のみである。(ibid., 75、[]内は筆者の補足である)

つまり、誰かが何かを権利として享受するには、まず、その何かを人から奪い取るような社会制度が存在してはならない。それだけでなく、誰かが他の人の何かを奪い取るのを防ぐための社会制度や、さらに、仮に奪い取られてしまったとしても、その被害者に何らかの支援を行うための制度も存在していることで、人はその何かを権利として享受することが可能となる。

たとえば、安全権に関して言えば、警察など暴力を防止するための組織や、損害賠償制度など、仮に暴力の被害者になってしまったとしても、損害を回復させるための援助を得られるような制度が、安全を権利として享受する上で必要なものとなる。逆に、こうした制度が存在していないのならば、そのような状況で人が仮に運良く誰の暴力を受けていないとしても、その人は安全権を享受しているとは言えない。

また、生存権に関しても、人々がそれを権利として享受できるようにするには、有害物質による飲料水の汚染や大気汚染物質放出の放置を防ぐための法整備や、仮にそういった事件や事故が起こった場合に、被害者に賠償を行うための制度が必要になる。さらには、何らかの事情で、食料、衣服、住居など生存に必要なものを自力で得られない人を援助するための制度も存在していなければならない。おそらく、日本では生活保護がそれに該当するだろう。一方、そういった法や制度が存在していない場合、人が運良く生存できていたとしても、その人が生存を権利として享受しているとは言えないということにもなる。

そして、その他の諸権利の享受に関しても、事情は同じと言える。すなわち、権利侵害を防ぐための制度や、侵害を受けてしまった人を救済するための制度の存在が、こうした諸権利の享受の上で欠かすことのできないものとなる。たとえば、『世界人権宣言』で言及される「財産

を所有する権利」に関して言えば、他人が人の財産を奪うのを防ぐための法律（日本では刑法）や犯人を捕まえる警察、さらに、そうした人を裁く裁判所が存在しなければ、人が財産を所有する権利を享受できているとは言えない。加えて、仮に財産を奪い取られてしまったとしても、損害賠償による救済が受けられる制度（民法や裁判所）も必要だろう。

また、「教育を受ける権利」にしても、義務教育を受けるための学校やその設置について定めた法律（教育基本法など）がまず存在していなければならない。さらに、義務教育を受けるべき子供に教育を受けさせず、子供の教育を受ける権利を侵害している保護者に対し、学校に行かせるよう督促する義務を持つ組織（市町村の教育委員会）や、そうした組織の義務を規定する法律（学校教育法施行令の特に第二十一条）もなければ、人が教育を受ける権利を享受できているとは言えない。それに加えて、何らかの事情で子供を学校に行かせることのできない家庭を援助する義務を負った組織（市町村）や、そうした組織の義務を定めた法律（学校教育法第十九条）も必要と言える。

シュアの言うところでは、こうした他の諸権利を享受する上で、安全権と生存権は欠かすことのできないものである。なぜそう言えるのか。節を改めて、その理由を明らかにする。

第三節 安全権と生存権の意義

安全権や生存権が基本権と言えるのはなぜか。その理由は次のように論じられる。

では、ここまでの議論に従った場合、安全や生存が基本権と言える理由は何であろうか。どちらも、通常健康な生活にとって欠かせないものである。どちらかを実際に奪われることは大変深刻な事態となり得るし、おそらくは、人の諸能力を奪い、有害で、致命的とも言えることである。それゆえ、どちらかを奪うという脅迫ですら、その安全や生存が実際のところ社会的に保障されていない人に対する強力な武器となる。個人や制度が人々の安全や生存を脅かすという手段を使って、こういう人たちが評価する他のあらゆるものを奪い取る立場にあるということはある。自分で安全や生存を確保できず、こうしたものの社会的保障も欠く人たちは、そうした個人や制度に対して、大変弱い立場にあるし、おそらくはどうすることもできない。あらゆる基本権の価値を正当に認めるといふことの根本的な目標は、人々を他者のなすがままにさせてしまうほどの脆弱性を、可能な限り防ぎ、根絶することにある。安全と生存の社会的保障はこうした目標の達成への大きな前進であるだろう。(ibid, 29-30)

ここで問題になっているのは、安全権や生存権が保障されていないという状況で、ある種の脅迫が行われるという事態である。そして、こうした脅迫については、次のようにも言われる。

しかし、どうすることもできないということに関する我々の先の議論が明らかにしたように、安全や生存の実際の剥奪や、剥奪するぞという脅迫は、そうした剥奪や脅迫の主がしようとして抱く、その他のあらゆる剥奪の被害者に人をしてしまうものである。安全や生存がないと、人はどうすることもできないし、結果として、安全や生存を犠牲にすることでしか守れないものは、すべて守れなくなってしまうだろう。それゆえ、あらゆる権利の享受のために、安全と生存は社会的に保障されなければならない。こうしたことがそれら

を基本権にするのである。(ibid., 30)

ここで「安全や生存を犠牲にすることでしか守れないもの」と言うとき、シューは安全や生存が保障されていない状態で、他人から脅迫を受けている人を念頭に置いているものと考えられる。たとえば、「殺されたくなければ、金をよこせ」とか、「怪我したくなければ、黙っている」とか、「殴られたくないのなら、家から出るな」などと脅迫されている人を考えてみよう。まず、そういう人たちにとって、自分の持つ金、言論の自由、移動の自由は、安全を犠牲にしなければ（つまり、殺害か傷害を受けなければ）、守れないものとなる。さらに、こうした状況で、安全を犠牲にする人はそうはいないと考えられるので、こういう脅迫をする人は自分が望むものなら何でも相手から奪い取ることができる。一方、脅迫の被害者は自分が価値あると考えるどんなものでも、そうした脅迫によって他の人に奪い取られてしまう状況にある。さらには、安全が社会的に保障されていないとは、そうした脅迫を使って他人から何かを奪い取っても、何ら処罰されないということでもある。

つまり、安全権が保障されていない限り、その他の価値あるものは、それがどんなに権利の対象と思われていたとしても、「言うことを聞かなければ殺す」とか「従わなければ危害を加える」という脅迫によって奪い取られてしまう。そして、安全権の保障は、そうした脅迫を行う者を捕まえ処罰することで人々をこうした脅迫から守るために、ひいては、その他の諸権利の対象が奪い取られるのを防ぐために必要なことだと言える。

生存権が保障されていない場合も、安全権が保障されていない場合と、ほとんど同じ状況になるだろう。確かに、そうした状況で、生存に必要なものを自力で得られる人はいる。さらに、生存に必要なものを他の人に提供できる人もいるだろうし、そういう人のおかげで生きられる人もいるだろう。しかし、それが問題とも言える。というのも、生存を他の人に頼らざるを得ない人は、そうした他の人の意に従わざるを得なくなるからである。たとえ、それが権利として保障されるべきものの剥奪を含んでいたとしても、そうである。たとえば、生存のために、したくもない相手との結婚を強いられる人は、生存と引き換えに結婚の自由を奪われている人と言うべきであろう。

さらに、生存権の保障がないところでは、かろうじて生きられるくらいの収入を得るために、十分な休息や余暇が得られないという過酷な労働条件での労働を強いられる人も多く発生するだろう。そして、こうしたいわゆる「苦汗工場 (sweat shop)」で働く人も、「飢え死にしたくなければ、言われたとおりに働け」という脅迫に近い要求を飲まざるを得ない状況にある。また、家族の生存のために、子供を学校に行かせず、働きに行かせる人も出てくる。そして、こうした児童労働の被害者も「飢え死にしたくなければ働け」といった要求に従わざるを得ない状況にある。そうした状況で、休息及び余暇を得る権利、さらには、教育を受ける権利が保障されているとは言えない。

加えて、こうした状況では言論の自由や団結の自由も危うくなる。というのも、「会社に都合の悪いことを言ったら解雇する」とか、「労働団体を作ったら首にする」とかいう命令も効果を発揮してしまうと考えられるからである。解雇され、職を失ったら、命も危ういという状況では、人々はそうした命令に従わざるを得なくなるだろう。

そして、生存権の保障は、こうした「飢え死にしたくなければ言うことを聞け」という要求から人々を守り、さらには、そうした要求によって、権利の対象と思われるものが他者の手で

奪い取られるのを防ぐために必要ことであると言える。というのも、こうした保障があれば、そのような要求は意味を持たなくなるからである。聞かなくても、飢え死にする心配はないのなら、そうした要求を聞く人はいなくなるだろう。

しかし、生存権の保障なしに、人がその他の諸権利を享受できるようにすることは可能だと言う人もいるかもしれない。実際のところ、アシュフォードも指摘するように、児童労働や苦汗工場のような権利侵害に対しては、通常次のような対応がとられている。

従って、児童労働や苦汗工場などに対する一般的な対応は、被害者の生存権を保障することなしに、即座の禁止を試みるというものである。(Ashford 2015, 531)

確かに、禁止すれば、その被害に遭う人はいなくなるかもしれない。しかし、それは十分な解決にならないだろう。というのも、アシュフォードも論じるように、児童労働などを禁止すれば、その被害者は禁止前以上に悪い生活を強いられることになるからである。たとえば、苦汗工場の労働者にとって、自分の権利と引き換えに生存に必要な賃金を得るという「生存引き換え契約」を禁止されるということは、次のような結果を招くことになる。

権利を持つ人たちが生存引き換え契約に同意しようとするのは、たとえば、困窮した人が自分の子供のために金を稼ぐ機会をそれが提供するからである。そうした契約が仮に結ばれなかったとしたら、そのような機会はないだろうし、子供が生存に必要なものを欠いて死んでしまうことも防げない。それゆえ、権利保持者が生存に必要な収入を稼ぐ別の現実的な機会を保障することなく、こうした契約を強制的に禁止するのは、自分の子供を救う唯一の現実的な機会を奪っているということになる。(ibid., 532)

つまり、生存権の保障がなく、苦汗工場の労働者が雇用主と結んでいた生存引き換え契約が禁止されただけの場合、その労働者は生存に必要な収入を稼げなくなり、自分の子供の餓死という禁止前にはない事態に直面することになる。また、児童労働に関しても、事情は同じである。

背景にある苦境に対処することなく、児童労働を即時に禁止することの子供への影響は、十分に立証されている。それはしばしば子供の飢餓に直結するし、さらに、売春等、より悪い方法で生存に必要なものを得るということに子供を駆り立てるものでもある。(ibid.)

すなわち、生存権の保障なしに児童労働が禁止された場合、そうした労働を強いられていた子供は禁止前より悪い状況に直面してしまうということである。

従って、確かに、それらを禁止することで、人々を苦汗工場や児童労働といった権利侵害から守ることはできるかもしれないが、そうした禁止は保護すべき人々をより悪い状況へと追い込むものと言わざるを得ない。そして、アシュフォードも以下で論じるように、こうした事態の悪化は権利保障をしようとする人にとって受け入れ難いことのはずである。

強制や害ある扱いからの自由権への一般的な侵害と同様、こうした〔生存引き換え〕契約は非自発的に合意され、しばしば服従を含むものである。さらに、そうした契約は議論の

余地のない道徳的基準線と比較して、甚だしく有害な類いの他者による扱いを含んでもいる。にもかかわらず、権利保持者の生存権を保障することなく、禁止を強行するのは、権利保持者の保護とはかけ離れたことであるし、そうした人々の選択肢や全般的な利益を組織的なかたちでさらに損ねることである。これは権利の施行は権利保持者のためであるという考えと相容れないものである。そうではなく、いかなる説得力のある人権の説明に基づいても、権利というものは規範的に利益をもたらす地位であるし、その施行は権利保持者のためでなければならない。(ibid, 532-3、[]内は筆者の補足である)

つまり、生存権の保障なく、ただ単に苦汗工場や児童労働といった権利侵害を禁止するだけでは、権利保障をしようとする人の望みに反し、その被害者の状況は改善しないばかりか、より悪くすらなる。そして、そうしたことは、生存権を保障されていない状況で、生存と引き換えに、結婚の自由、言論の自由、さらには、団結の自由の犠牲を強いられる人にも当てはまるだろう。たとえば、こうした望まぬ結婚を禁止することはできるかもしれないが、それが生存権の保障なく行われるのであれば、被害者の状況の改善にはならない。というのも、そうした被害者は望まぬ結婚という生存の手段を絶たれることで、餓死の危機に瀕することになってしまうからである。ゆえに、「飢え死にしたくなければ言うことを聞け」という要求を飲まざるを得ない人を救済するには、そういう人への生存権の保障が欠かせないと言うべきだろう。

第四節 安全権や生存権なしで他の権利を享受できるのか

シューの主張に従えば、基本権を享受できないところで、その他の諸権利を享受することは不可能である。そして、そうした基本権に該当するのが安全権と生存権である。それに加え、基本権と呼ばれるものは安全権や生存権以外にもあり得るとシューは論じてもいる。そして、そうした基本権の候補と言われるのが、移動の自由や参政権である(Shue 2020, ch. 3)。しかし、そうした彼の主張に対し、そもそも安全権も生存権も基本権ではなく、こういった基本権なるものは存在しないと論じる者もいる。

そうした論者として、ニッケル(Nickel 2007, 89-90 and 131-2)やサンジョバンニ(Sangiovanni 2017, 235-40)を挙げることができるが、本稿でとりあげるのはポグゲである。ただ、彼をとりあげるのは、その批判が妥当だからではない。にもかかわらず、とりあげるのはなぜかと言えば、基本権が享受できない状況でも、ある権利を享受できている人の例としてポグゲの提示するものが、その意に反し、実際には基本権が享受できない状況で、ある権利を享受できていない人の好例となっているからである。

そのポグゲが例として提示するのは、次のような状況にある人である。

ある人Pが身代金目的で誘拐され、誘拐者に水も食料も与えられず、手荒に扱われているとしよう。Pは移動の自由も必要な栄養も身体の安全も政治的参加も享受していない。彼はこの苦境を終わらせるため、自分の国籍を捨てたいと大変強く願うかもしれない。しかし、そんなことが誘拐者の関心事ではないことは明らかなので、国籍を捨てろという要求がPに来ることはない。この状況において、恣意的に国籍を奪われないという権利をPが完全に享受し続けているのを疑う理由を私は見いだせない。さらに、こうした状況の存在は、シューが基本権と考える権利の対象すべてを欠いている状態でさえ、何らかの諸権利

を完全に享受することは可能であるということを立証するものである。(Pogge 2009, 121)

なお、P がいるのは次のような国家である。

恣意的に国籍を奪われないという権利が P の国家の憲法で明確に保障されていて、国家の裁判所で強力に執行され、国民すべてに保障されるべきものだということが人々によって強く肯定され、その国家が批准した国際条約でも認められ、さらに、罰を科す権力を持った国際裁判所によって監視されてもいるとしよう。さらに、これは長い期間にわたってそうであるし、その間、一人の国民も国籍を恣意的に奪われてはいないとする。(ibid.)

つまり、ポグゲの言うところでは、P がいる国家はその国民の国籍を適切に保護している。さらに、こうした国家の下では、P のように安全や生存が享受できていない人も、国籍という権利の対象の一つは享受できている。そして、そう主張することで、安全権や生存権なしでも、国籍を持つ権利は享受できるとポグゲは論じたいのだと考えられる。

ポグゲの例はシュエーの主張への反例になっていると言えるだろうか。そう言えるためには、まず、P は安全や生存を権利として享受できない状況にいななければならない。つまり、それらを権利として享受するために必須となる社会制度が存在しないという状況である。たとえば、暴力を防止するための法律や組織もないし、そうした被害に遭った場合に補償を受けられるしくみもそこにはない。それゆえ、P のように誘拐やその他の暴力の被害に遭う人は極めて多いということになる。

さらに、水質汚染など、人の生存を脅かす事件や事故を防いだり、そうした被害に遭った場合に補償を受けられたりする制度もない。加えて、生存に必要なものを自力で得られない場合に援助を得られるしくみもない。ゆえに、仮に他人の暴力の被害を受けなかったとしても、P を含め多くの人々は生存の危機に瀕している。そして、P がいるのは、そういう状況である。

では、こうした状況で P は本当に国籍を権利として享受しているのだろうか。そう言うことはできないだろう。というのも、そのような状況では、人身売買の被害に遭って、事実上の無国籍になる可能性が極めて高いからである。

実際のところ、こうした無国籍化は国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) が問題視する事態である。そして、そうした事態について、UNHCR はまず次のような指摘を行っている。

人身売買の被害者の状況を評価し、それへの対処を試みる場合、起こりうる無国籍に関連する影響を認識するのが重要となる。人身売買の被害者になるという事実それ自体は誰かを無国籍にするものではないだろう。人身売買の被害者はその加害者の意のままにあるときでも、その人たちが持つ国籍を持ち続けるだろう。しかし、そうした加害者たちが被害者を意のままにしようとしたり、そうし続けたりする方法としてよく起こるように、加害者たちが被害者たちの身分を証明する書類を没収すれば、被害者たちは自分の国籍を証明できなくなってしまう。(UNHCR 2006, 15)

ここで問題とされているのは、人身売買の被害者が加害者に身分を証明する書類を奪われることで、自分の国籍を証明できなくなるという事態である。もっとも、身分証明書の再発行など、

適切な対処がすぐに行われれば、そうした事態は即時に解決する。しかし、次の引用で UNHCR も論じるように、その母国が適切に対処しなければ、人身売買の被害者は事実上の無国籍になってしまう。

人は皆自国に帰る権利を持つ。国家は外交的手段による保護を海外にいる自国民にも広げるべきである。こうした保護には自国への再入国の支援も含まれるし、そうした保護の対象として、海外にいる人身売買の被害者も含まれる。しかし、国家がそうした支援を怠り、個人が帰国するのを可能にする身分証明書の提供を行わなければ、起こりうる結果の一つはその人が事実上の無国籍になるということだろう。仮にその人たちが自分の母国によって無国籍と考えられていなかったとしても、実際に自国による保護を求めようとするとき、その人たちは自分が事実上無国籍として扱われていると認識するだろう。(ibid.)

つまり、UNHCR が問題視する事実上の無国籍とは、身分証明書を奪われて、海外に売られてしまった人身売買の被害者に母国が何の支援も行わないという事態である。

ポグゲの例における P もこうした事実上の無国籍となる危機に瀕していると言える。というのも、まず、安全が権利として保障されていないということは、P のように誘拐されても救済されないし、その犯人が罰せられることもないということの意味するからである。そして、そのような状況においては、誘拐され、身分証明書を没収された上で、海外に売り飛ばされてしまう人は数多く発生するだろう。さらに、母国がそれを放置することで、そのような人々は事実上の無国籍となる。そして、こうした無国籍化を引き起こす国家が人々の国籍を適切に保護しているとは言えないだろう。確かに、P の誘拐者は P を海外に売り飛ばすつもりがないのかもしれないし、そうしない間 P は国籍を享受できているのかもしれない。しかし、いつ犯人の気が変わるかは分からないし、気が変わって、身分証明書を奪われた上に海外に売り飛ばされてしまえば、P も救済を受けられず、事実上の無国籍になる。そして、こうした無国籍となる危機に瀕している P が国籍を権利として享受できているとは言えないだろう。

さらに、生存権も保障されていない以上、誘拐はされなくても、「飢え死にしたくなければ、言うことを聞け」と言われることで、半ば強制的に自分の身売りに同意させられ、結果的に事実上の無国籍になってしまう人も、この状況では発生するかもしれない。

P を含め、人々がこのようにして事実上の無国籍になるのを防ぐにはどうすればいいのか。おそらく、誘拐のような暴力を防ぐ社会制度や、その被害に遭っても、救助され、被った損害も補償されるような制度を作るより他ないだろう。つまり、安全を権利として保障することが、そうした無国籍化を防ぐことにもなる。さらに、身売りに無理矢理同意させられるのを防ぐには、生存権の保障も必要となるだろう。もちろん、人身売買それ自体を禁止することで対処も可能かもしれない。しかし、生存権の保障なしでそうしたとしても、それは自分の身を売るという生存の手段を使えなくするだけで、被害者の状況の好転には至らないだろう。

以上のように、安全権や生存権が保障されていない状況で、人は人身売買の被害に遭って、身分証明書も奪われ、自分の国籍を証明できなくなる可能性が高い。また、そうなった場合に、救済される見込みもなく、事実上の無国籍に陥ってしまう。そして、こうした状況で人々が国籍を権利として享受しているとは言えないだろう。ゆえに、安全権や生存権は人が国籍を持つ権利を享受する上でも欠かすことのできないものと言える。

結論

安全権や生存権の保障があれば、「殺されたくなければ逆らうな」という脅迫をする人間は処罰されることになるし、「飢え死にしたくなければ、言うとおりにせよ」といった要求を人が聞く必要もなくなる。逆に、その保障がなければ、多くの人はこういった脅迫や要求に屈する他なくなるし、どんなに権利の対象とみなされるものであっても、そのような脅迫や要求をする人間に奪い取られてしまう。そして、こうした脅迫や要求によって、権利の対象と呼ぶべきものが奪い取られるのを防ぐ上で、安全権や生存権は欠かせないものであり、それゆえに、シュエはそれらを基本権と呼んでいると言える。

もちろん、安全権や生存権が保障されていない状況でも、こうした脅迫や要求を突っぱねる人はいるかもしれない。さらに、そうした人々は脅迫をする人間を逆にやつつけられるくらいの力を持つ人かもしれない。あるいは、生存に必要なものを自力で調達できる人かもしれない。そして、そのような人たちにとって、安全権や生存権の保障はなくてもすむものだろう。しかし、我々の多くはそのような力や幸運に恵まれていない。それゆえ、安全権や生存権がないところで、「殺されたくなければ逆らうな」とか、「飢え死にしたくなければ、言うとおりにせよ」と言われれば、それに逆らうことはできないし、そう言う人たちに価値のあるものすべてを奪い取られてしまうだろう。仮にそれが権利の対象とみなされるものであったとしても、そうである。そして、そうした状況で諸権利が保障されているとは考えられない。従って、それほど強くも幸運でもない我々にとって、安全権や生存権の保障はその他の諸権利を他者による侵害から守る上で欠かすことのできないものと言うべきであろう。

文献表

- Ashford, Elizabeth. 2015. 'A Moral Inconsistency Argument for a Basic Human Right to Subsistence.' In Rowan Cruft, S. Matthew Liao and Massimo Renzo, eds., *Philosophical Foundations of Human Rights*, Oxford: Oxford University Press, 515-534.
- Nickel, James W. 2007. *Making Sense of Human Rights, 2nd ed.* Malden, Oxford and Victoria: Blackwell Publishing.
- Pogge, Thomas. 2009. 'Shue on Rights and Duties.' In Charles R. Beitz and Robert E. Goodin, eds., *Global Basic Rights*, Oxford: Oxford University Press, 113-130.
- Sangiovanni, Andrea. 2017. *Humanity without Dignity: Moral Equality, Respect, and Human Rights*. Cambridge and London: Harvard University Press.
- Shue, Henry. 2020. *Basic Rights: Subsistence, Affluence, and U.S. Foreign Policy, 40th Anniversary Edition*. Princeton and Oxford: Princeton University Press.
- UNHCR 2006. *Guidelines on International Protection: The application of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol relating to the Status of Refugees to victims of trafficking and persons at risk of being trafficked*. Genève: UNHCR.
- 井上達夫 2003 『法という企て』 東京大学出版会。
- 国際連合（高野雄一訳）1957 「世界人権宣言」、高木・末延・宮沢編 『人権宣言集』 岩波書店、398-408 頁。